

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第11号
委託業務名称	長浜市民弓道場管理業務委託
委託業務場所	長浜市民弓道場(長浜市宮前町13-15)
業務の概要	長浜市民スポーツ施設条例(平成18年長浜市条例第204号)に基づく長浜市民弓道場の施設維持管理等
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	1,400,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市湖北町山本1175 [商号又は名称] 長浜弓道協会 会長 佐々木 尚隆
契約相手方の選定理由	利用者の大多数が長浜弓道協会の会員であり、マットなど施設内各所設営に関しては専門的な技術が必要で、長浜弓道協会の協力が不可欠であるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>